

## 補正情報

法改正に伴い、**過去問答練**に以下の修正が必要となりました。つきましては、下記の通り修正してください。

### 記

#### 問題編 P47 税その他 問1 選択肢3の問題文を次のように修正

##### 修正前

3 宅地の取得に係る不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成30年3月31日までに行われた場合、当該宅地の価格の4分の1の額とされる。

##### 修正後

3 宅地の取得に係る不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成**33**年3月31日までに行われた場合、当該宅地の価格の4分の1の額とされる。

#### 解説編 P44 税その他 問1 選択肢3の解説を次のように修正

##### 修正前

3 **誤っている** 平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に**宅地を取得した場合**、課税標準は当該宅地の固定資産課税台帳登録価格の2分の1となる。4分の1ではない。

##### 修正後

3 **誤っている** 平成18年1月1日から平成**33**年3月31日までの間に**宅地を取得した場合**、課税標準は当該宅地の固定資産課税台帳登録価格の2分の1となる。4分の1ではない。

#### 解説編 P45 税その他 問3 選択肢4の解説を次のように修正

##### 修正前

4 **誤っている** 不動産取得税の標準税率は4%だが、平成30年3月31日までの間に**土地または住宅を取得した場合の標準税率は3%である**。したがって、住宅用以外の家屋に係る不動産取得税の税率を4%としている点は正しいが、住宅用以外の土地に係る不動産取得税の税率を4%としている点は誤っている。

##### 修正後

4 **誤っている** 不動産取得税の標準税率は4%だが、平成**33**年3月31日までの間に**土地または住宅を取得した場合の標準税率は3%である**。したがって、住宅用以外の家屋に係る不動産取得税の税率を4%としている点は正しいが、住宅用以外の土地に係る不動産取得税の税率を4%としている点は誤っている。